孝經樓漫筆

1 5
54
4上

僧5
門 分ケ
號 ヶ
卷

一之本戸林町
和漢貸本所
三嶋屋吉三良

孝経樓漫筆巻四

北山山本信有抄

門松注連

故實拾要抄、禁中并堂上諸家中も、正月門小松を不飾也、於諸家中注連を引也、於禁中者猶不引之也、注連とは、縄に紙切垂る物なり

堀川百首に顕季

わかゝ小春晴うゝに春やなりぬらん

子の日

隣女晤言に、元補集に、安和二年二月五日、一條の

おなじまうち君、白河の院ゆく、子の日し給ふ、

ちとせの菜つむ子の日はまつ乃千世のうけ

ちとせはこゝろをよ白河のうち

ゆづり葉

ゆづり葉を、親子の葉といへ、藻塩艸巻九、杠の歌よ、

年ごとに有けるあはれ親子ゆ

人ゝ子ゝきくやちゝらん

續木

園大暦、寛喜二年三月七日、両株八重櫻、一條殿枝續木

花漸開、永日徒然、令分裁菊苗、草不憚土用

尚齒會

百練抄四、冷泉院、安和二年三月十三日、大納言在衛

卿、於粟田山庄設尚齒會、希代勝事也、高倉天皇、

兼安二年三月十九日、於寶莊院、有和歌、尚齒會、散

位敦頼以下爲七叟、清輔朝臣結構也、

手熨斗

故實拾要抄に、堂上諸家中、正月三方の飾ふ、熨斗絶

既布二種を切く、硯蓋とゝ、物よ蓋、白箸一膳を添

て、三方に載、年始客の時、件は三寶を主人のお

ふ儀る附、客人箸取ゆゝ、ちんぬを挾く、客に

進、終引之也、

牽出物

北山抄、大饗條ニ、次尊者牽出物、馬二匹、若尊者好鷹者、馬一匹、鷹一聯、加犬

百匹　金百匹

奇異雜談集ニ、犬追物の時河原者、猟の内より、犬を放てば、騎馬一矢犬を射、馬一匹に犬一ツなる故、犬を一匹といふ、其外犬をば、一匹二匹といふべきなれども、世俗の言葉こゝろ、犬をも、一匹二匹ニ云ひ、あまつさへ鹿兎狸狐猫鼠

ニハ、犬なりけり、料紙を十ヱ百ヱ、ニハ、犬追物の時、河原者犬を百ヱ、ニハ、五十ヱ、ニハ、五百文とるなり、犬一ヱハ十錢ニあたる也、十錢を一疋ニ、百文と十ヱとして、是犬追物より出たる言葉なり、○甘露寺元長卿の記ニ、永正元年二月廿七日、大法師ハ伺者傍来、神事ニ問於つゝ殿、綸旨、為礼金百疋持来、例、

入來　將基　大將基

園大曆、大炊御門大納言入道、同入来、有將基興、○略

殿記ハ、建仁二年十二月十日、宇治御幸の記に、其傍置囲碁双六将棋盤、○台記ハ、康治元年九月十二日、参院於御所、典侍仲教、撤大碁余員、

たゞひせん

囲碁すゝばかゝみせん、後世極

用

台記、依有急要、退下宿廬、○菅家書齋記、適依有用入在簾中、○更科日記、さるべきようなるに、秋ごろ和泉にくだるに、○赤潮清つ系よせうべようありてくれとあひたりしにく、

御所様　大御所

中原康富記ハ、伏見殿とも、大将軍殿とも、号而称とも云る而あり、又称吉二年十一月廿六日、泰伏見殿候、玄乃清水ハ物詣、大清所有出産とも見る、大清而とハ、貞成親王、後崇光院ゟ申さるゝ、

貴殿　住人

小右記ハ、寛仁二年の条に、人をさして貴殿ゟ云るとなり、又続古今ハ、志麻郡住人文宣忠光ゟあり、○

日記ハ、寛仁三年二月十六日、子妻九於家侍所、令加元服、

拙者

甘露寺光長卿記に、拙者の字あり、

口狀

三代實録十三、宣命の中に、口狀といふあり、今の世に、口上書りに光長卿の口狀を口上とうくいはゝ俗なに、几帳を本上書うけるなどひなり、

手紙　切封

今手紙を封ずるは、石田三成に始り、勞封は小姓木綿屋介に始る、○小山拙に封の字はのたりにを代ハ直引墨

様　殿様

園大暦に、人をたゝ、ぶるに様といふ、白氏文十卷にもあり、あれどもこの頃みなもより始りてそろくはたらく、上様、前様、禁裏様、法王様、公方様、女の侍様、淀大方様、女中様、なども、書狀のあて名に、殿様、御所様、屋様、などもあり、又廉院殿様、室町殿様、屋様、などいへる事もまれなり、

人々の中

回書に、古狀の奥に、進上二條殿人々の中、などあり、又あて名ハ殿人々の中、などあるもの、

あなうらく

同書に、文和四年二月十一日天晴、今日吉田神主兼
豊、進状於女中、ひみの末にあれども〻少艶、

まひるゐる

神中抄小書きまは無くふまつはくるれば少あるぬ
むまひなしに考へるべき花の名なれハ
影昭云、まひなくふとは、幣少書くまむなしと
系兼によめり、

多ゐき爲のかうをり

續同花集、戯笑抄、まは見る女車ゆかりあり
とれば少なくなりてかきつけくはうり
ゐる、菅原道伯抄長、

いかもけ有多ゐ爲ふあるく称くも
うはかりにさそおりひつきぬま

吏木集有、和泉式部、

人もなくかうをまらんしはあてた
ゆのうそかうも君なつゐん

ぬくうり

吏木集に俊頼抄長、君ふよ少猪のうるをよう絃
さそくあるぬくにやつまて君ふる

○待賢門院の、安藝へ、忠としがすゝめの哥
よみてまゐらせよとありけるに、はじめの句をさへのよ
たば

金葉集に、物いひける女の髪をかきけづりてとらせける
をよめる、

わかれてのちもかたみにたてつけて
なれそめかゝる髪のかけこそ　　津守國基

至生

源順集に、
まさしくもしらすきゝつゝなれし

ぬれし黒髪のねたくもあるかな
うつほ物語、蔵開の巻に、おほいみやのおぐしなどは、清
らにうるはしきにつきすみぬ、云々
とよめる
増鏡に、帝は、いばらくかとよみまして、萩のおもかげ
ありしまゝにて、云々○古今著聞集に、月ともいへ
読せざりしとよめれば、云々
櫛も見じ
萬葉集十九、櫛も見じ、屋中も掃除はかじ、草枕旅行
君を、いはふと思ひて、

法師だて〻

狹衣物語ハ、或わらはの、女をぬきて、車にけりて、
物をる事を、ほうし〻だて〻、かくあるべきなる
事をしるべくハ、云〻、

入院

園大暦ハ、来月十八日入院云〻、被倫旨称大徳寺、
位持職事、所有勅清也、殊専佛法興隆、可奉祈冥祚
長久者、依天氣執達如件、永正五年二月廿一日、左
少辨、伊長東海五人禪室、後柏原院の御世なり

神拜

更科日記ハ、あぜまよりの人きたり、神拜しるし、車
〻ゑ、國の内ゆりあ〻に、云〻　菱原孝標の、東国より
しが浦よりいひおこせ　國司なりて、下り
たる事なり、

湯立

中原康富記ハ、文安六年九月廿九日、粟田口神明有
湯立、条治拜見、

花の塔

京師、記月八日ゆ〻ど及ひ卯の刻を、竿ゆ先ハ結付、
九輪ゆ塔のごとし、家〻に立て、花乃塔しゆ、熟田の
むの塔ハ彩彩花を多く造る、記戸日月八日に、卯のたれを
つゞ戸ゆ捕、云〻同〻、

花祭

神代卷伊弉冊尊云〻祭此神之魂者花時以花祭又鼓吹幡旗歌舞而祭

手草

古事記手艸結小竹葉似之者

楚辭招魂成礼兮會鼓傳芭兮代舞○注會鼓急擊鼓也芭與葩同巫所持香草云〻

開帳

中原康富記小文安元年十月二日梅尾春日大明神御移徙帳被開之南都大乘院被所望申被開之此

次所望之族、上下道俗男女拜見無仔細之由、兼有其聞之間、伴清大外吏并藏氷等、今日糸之令拜見了、其儀有開帳、寺家之衆有講論之儀、其後南都、有法樂之後、大乗院殿有出御、退出之後、諸人羣集頗狼籍之体也、栂尾本堂より、遥東倚を檜皮葺堂一宇、南面春日、法勝西向、掛之、繪像位吉、彼是両舗也、殊勝云々、

勧進平家　重一撿校　三体詩談義語平家

仝記ゝ、嘉吉四年文安元　四月七日、諏勧修寺右兵衛督佐亭ニ、今誓願寺ニ勧進平家為聞、可罷出可同道之由、被命之間、伴糸之、右中辨同被出之、皆歩行也、予奉連歩、誓願寺之奥、心阿弥陀仏、内堂、弥一撿校重一撿校、自今月三日始之、而重一聲損之間、今日本一語之少、心のまハ於の字ハ誤まるなるへし、

中法門宣能公記、文龜二年二月廿九日、参二條殿三体詩談義也、逸藏主読々々、夜又糸、弥一撿校給平家為聞之也、

厄除　初午觀音參

水鏡の序に、仲尼六十七十三ゝ有り、三十

之をるぎ〳〵、相人すどもゆ あひたりしうば、岡ち
をやくを(轉)てんど法とうけぬりうく、まうでそめ
しより、法しみのやしだとふきけしうばのさつ年
乃日、まおりはるをるにこ数、今ゆく世を経ハそに
年つしむべさ少しあて来りけるうく、

口よせ

紫花物語の物大将は巻ゑ方をの免行少なくしは
らちよせふいでたつしくあり。その口よせる者をバうう
ぎとなり、今ゑをいゑ、

上東門院

左経記ふ、寛喜三年正月十九日、大皇太后法祝髪の
事を記せる条に、以法名上東門院為院号（院八位生不の名なり）

院號

我國むう〳〵佛法ふ帰して、剃髪しても、度を脱ざるをば、
法名を称せる事あるを、但出家の人ハ房号を、
法深宗我　國ふ弘通し授るに戒名を以しまいだ
号を更しむ、塔婆立てるを、院号寺号と称せ、塔
婆なし少いへども、貴分ハ是に準じて、院の号と
以せ、是より来る、士庶少いへども不拵私ふ院号成

称也、

他界

隣女晤言に、後深心院關白記に、應安五年三月十八日の条に、去十三日、領内法泉他界云々、年已八十有餘也、祝道数奇者也、○東野州聞書に、領公三月十三日、八十四にして遠行也、○東鑑に、稲毛三郎重成妻、於武藏國他界、

宗祇　庄所

仝上、宗長のものせる宗祇終焉の記には、文龜二年七月廿日八十二歳にて、相模國箱根山の麓湯本

少々にて終りしなり、猿沢の池堀桃園中なる所の山林定禅寺門内にをきむ、東路のつとに、永正六年と、又西、文龜二年より七年後なり、いづれ、雪玉集に、永正十一年七月廿九日、宗祇法師十三回忌遠忌に、付十首の歌あり、是ほとんど宗長の記なりしなり、

埋制

孝德天皇詔、凡死せる者の、葬を利ずして、ほうむりを禁ぜらる、

十回向

楞嚴經、十回向、回無爲心向涅槃路、名救護一切衆生、

離衆生相回向、不壞回向、等一切佛回向、至一切處回向、無盡功德藏回向、隨順平等善根回向、隨順等觀一切衆生回向、眞如相回向、無得解脫回向、法界無界回向、華嚴經、亦有十回向、

年忌　百箇日

康富日記ハ、結毘録ヲ見ルニハ、京師相國寺の僧端溪云、一切經ヲ考るに、年忌の事ハ、我邦の先宿儒法ヲ借ル、已ニ法ヲ、東見記ヲ、樵町中納言、其父少納言信西ノ十三回忌ヲ修せんとて、其弟僧昭遍ヲ野山ハ住せり、是ニ不回して云、我佛の法、日十九日ヨリ始て止、年忌のヨリあるを聞ず、其事疑に止たり、○園大暦ハ、延文三年八月九日天晴、僧聞賜左府百箇日、佛事、今日於ニ家持ち修之ニ、

十三年忌　正日

東鑑五十二、秋田城介義景、十三年佛事云々、今迎ヘ正日、供養多寶塔、

七回忌

天授二年三月十一日、後村上院七回忌ハ付、日野大僧正教家ハ出家せる古歌、

いくたびかこのちりてはうんぬんはうらう

きれのむらさきはなをかさしてゆ

杉立のへ

ちるうへかをるはなよりはちるいろはりきゆ

あるさかりなるはかのおもかはもこけ

百萬遍

百萬遍の念佛ゆゑ、繁花物語の、玉はかざりゆ

巻にも、

ぬきもくしれ　わたくゆ

鄰女暗言に、新古今ふ、十月たのりあ衣を縫て侍りし

は、大伴の大伴の西美の御へぬきもくゆ時雨はなどやつ

うすし家、家は日記に出露盤の更衣のうせぬひしるある

大伴西の出仕へ十首は出裝束のたまはれ中に。

伝ゆ又歌もくゆ物の人有はざの年は神奈月世あ

ぬきもくれおくろ

のうしろあまもくゆ侍りしに、

太上天皇

わのひいつるをりたくしばの夕くり

むせふもらくゆ

生ぬまて時雨の出歌、季吟抄ふ御裝の詞ゆ侍

集にいまぐ又あ侍ふ、むせぶも嬉しの

清裝ハ季吟抄ふ、玄旨は義法の出母は遠慢ゆ撰さ

まし中ハ宗祇ハ後新撰ゆせのひくとくく、又后

の古然傷なり、法后い通光の妹、業房つ院云々、皆家
長日記と、ゑんぎりの人々の時雄の説なり、

發日　落

園大畧ふ、春宮大夫瘧病未落居、今日即發日也、

灸治

增鏡ふ、後宇多天皇の、いまゝ未完おはしまし
ける頃、清病の時、くすしの中にまよりて、法灸
治ほどこすべきよしをいへる所に、いまゝ例なきこと
いひつゝ有べきやうにさためらるゝ位ゝ、すゝ一
たび参めゝ、春宮ゆくゝいまゝ法るなり

しかるゝ、ゆゑ、いのゝせんとて、おぼゝさたむゝ、

またあるまじ

小右記ふ、寛和元年四月廿八日壬寅、早朝霧出、寅、時
降誕女子、不逢產間、種祂向產已遂了、

贖法

安康紀ふ、狹穂齒田根命の采女、山背小瓮を奸せ
時、掃部目大連をして、あまを責、馬八匹大刀八
口を出さしめ、贖除罪過、これ吾邦贖法の起る
べし、

重荷小付

後撰集ハ、年の数ハ積まん空をかの、おもてもふハ、
おつけを行李らりもそへなん、

煤掃

中原康富記ハ、寛徳元年十二月廿日、参給事中文亭、
煤拂也ちく、又中清門宣旨、仏記、文明十二年十二
月九日、今日禁裡清煤掃ト

神代文字　牛王

神代文字と申ものを始めて、古文の殘りハ来、古くに
器と申入れ、豊受宮の上ハ文ハ、若石ハ文まハ、神宝
有ハ来、元く集に瑞器記と申を引くあるまハ、

又日向御綸形の霧島嶽ハ、古ハ高千穂峯ハて天孫
降の所ハて、夫ハ今も國の清植ハくハ、其柱に
銘有ハ之ハ、古き高天原の国姓、宮道周と申人、元
綠中ハ岳ハくハ、又出雲大社も、熱田神宝ハ
も、朱漆書ハ有ハ又熊野神釜ハ、香篆に
ていを、今も牛王なる中に模ハて、香形ハ有ハ
又ハ神社の記ハ、景行の清附乃文も有ハ、
ハ加茂の原式船ハ、こちらまハ、此人ハ、吉川惟足の
上足ハ弟子、田中一閑ハて、加賀へ招ハ、ハ人の家嗣
ハくハきたるハ中さきぬ人の説ハていを、

舊事紀訛多し　古事記實録

天武天皇の、旧事紀ハいたゝき多くいとて改いん
ものの伯は変、漸多く、其書成いなゝ行ふ、古事
紀ハ勅撰ゆえ、旧事ハ私ちがひ〳〵しに、
いこのかもを実録とするゝ多くあるに孫と
異國の史、二韓ハ國史に引合せ〳〵にひとゝ合はも
ゆえ、法書なゞを世ハ伝をもすき拙ふあるゝハ
ゆゝ〳〵不学のゆゝ〳〵なに、

経史

日本後紀ふ、三月丙申、宮府、一擇良史、一遣巡察使、一

順時令、一舉賢避邪、一擇國守、一令諸氏子孫咸後
経史云〳〵

秘府署

全記二十、八年奉勅澁野貞主與諸儒撰集古今文書
以類相從凡有一千卷、名秘府署、

唯一

卜部家唯一と称する、孝德紀ふ、帝道唯一と云〳〵、
法華ふ唯有一乗法云〳〵、

三社託

三社託宣、卜部兼豊作、杉下見林云、宣命記ふ、三社託

宣多くかゝるを、宣胤ハ兼倶と和歌あるバ、兼倶は記を作るを聞き、

猛虎一聲

猛虎一声の前二聯不覚、いこの句を俞紫芝の句にハ、

新勅撰百首

百練抄ハ、文暦元年十一月九日、中納言入道、定家卿、於前関白家、捜覧新勅撰、先陰、御時被奏覧、両殿下監、頗有用捨事、被切弃百首、云々、又有被入之人云々、

拾芥抄、後花園院の時、洞院右大臣実熙、この作、

ほゝ剃髪して、東山、右府と申ス、

見聞私記

扶桑見聞私記ハ、元の名ハ廣元日記ゆゑ、加茂仙蕩ゆゑ、者の作なり、元水野監物家来なるゆゑ、頃磨不書と名ゆゑ、後に信人して、江戸青山に住宅せり、享保年中、台命ありて、見聞私記の真偽古正しきを、成島道筑考へて、偽書と申上る、偽出に定りぬ、初め廣元日記と云書名を改しゆへ、

享保改撰系圖も、仙庵作なり、仙庵系譜学によりて、
茂九郎盛長記も、仙庵偽作なり、

風土記

風土記は、元明帝の詔勅にかりて、東、後日本紀と
ともに、朝野群載に、醍醐天皇延喜六年、諸国より
風土記を捜進せしめ、奏覧ありしかは、今あるは
風土記の殘簡にして延喜風土記といふへし、

後風土記　節用集　遊學往來

後風土記は、二階堂行政卿といふ者、平岩主計の記の名
を假り、偽作せるなり、

節用集は、南北の傷既宗仁の作なり、宗仁は林和靖の後なりとかの書籍目録に見ゆ、
孫にかり　文龜年中の古板あり、一院小玄直作、又虎関作
少皆非なり、　辨疑云目録に見ゆ、

異制庭訓一名遊學往來は、玄直作なり、

虎関作かあるべし、

日本後記二十巻吉見氏藏本

一延暦十四年四月、勅、禁凡下百姓將田宅園地賣買
與寺事、

二十五年三月、勅、禁祭北辰、

三十六年七月、男女有別、至于會集混淆無別宜加禁

制、

十七年十月、官府禁制西京畿内夜祭歌舞

四 十九年二月、禁断民姦錢貨以求爵位、四月勅、象牙、陰陽之外、親王以下不得服用、大同四年五月、聽五位以上通用白杉笏、

二十年、定准犯科移、大移、上移、中移、下移、ホ云ヽ、

五 二十一年五月、廢相撲、國足柄路、開筥荷途、以富士、焼碎石塞道也、

二十四年七月勅、疫病之時、民庶相憚不通水火、存心救療、何有死亡、父子至親畏忌、並近隣呈諫、亡者

衆多、事存於此、宜諭所司務不匍匐、若不遵改、隨即科處云云、

七 平城天皇大同元年九月、遣使封左右京、及山崎津、難波津、酒家甕、以水旱成災、穀米騰躍也

八 二年四月、罷参議号、置観察使、近衛府者、為左近衛中衛府者、為右近衛、始左右大将也、

九 九月壬子、禁断両京巫覡事、

十 嵯峨弘仁三年三月、禁男入尼寺、女赴僧寺、

九月勅、若有百姓輙称託宣者、不論男女、隨事科次云云、

十二 六年四月、幸近江國滋賀韓崎、過崇福寺云々、大僧正永忠、手自煎茶、奉御云々、

十三 八年四月、於大學寮、使習漢語、

十四 十一年詔、大小神事、季冬奉幣諸陵、則帛衣元正受朝、

前太平記

前太平記の作者ハ、平山素閑といふ者、京都に住し、石田軍記を作り板行し、作者は詮議によりて京都を出奔し、江戸へ移り居住し、正徳二年卒せ、年八十二歳、

太平記訛

太平記に、村上義光が、大塔宮ふいたりかたりきりて、死なん少きる時の間に、我ハ後醍醐天皇の第二の皇子なり、生時ハ後醍醐の名ぶ、いまゞ世ふまゝ田世ゝ程なるにいうでこのほとは出塔とハ、さむ、きるせる人乃ゑごとなり、

今川狀　腰越狀

今川狀ハ、了俊應永十九年に書なる也、板行の本に、法年号ある事なく、ゑ、ハ法年号あり、ゑ、ハ永享元年となるハ、当時の人乃写しなく年号を

あるせるなり、
勝越状は、东鑑にみえたり、書通の本とはおもほしくて
通達する也あり、

いろは

台記に、久安六年正月十二日ノ記に、今日令麿参御前
依勅書以呂波○年山紀聞に、契沖師よりの文に
云、和難集の中を考へしに、常氏将軍以来、天台に
僧撰としるへ申せば、然るに慈鎮和尚の作或は
弘賢の作なども申せば其時の人は手より出ぬと
いふべし、拙おもふは、閑居の友せ中書にも、慈鎮

の作とすればしく下畧○千載和歌集の序に、そもそも
この歌の道をまなぶといふは、ひとへに日の本
のむろきぬるをともまねび、志らのそれへ
の難きふかきこのりをはかるのしもあらば、ただ
かれのよそぢあまりななもじのうちを出でして、
心におもふことをおほせなすにまかせてひとつある
なるかぎりへる三十一文字じはなりとりしをぎた、
よみつらね侍るものは、出雲やくものそれをこのの
ぎ、志きしまやまとことばさかゆるべきに
なりとのおもへるなるべし、○契沖常氏将軍

以来の物といへるも杜撰なるたり、合紀に、久安六年書以呂波、少あまたばなるべしちをぬの俗ともみへぬ、さりながら、多載集の序といへるぞ少くそりてあまり卯とそをとをはしめるに、日十七字よりは少いへる附ハ古よりあるにあらず、是らハ、うとよりは文盲よりハ、うとをかちびとといへるかやゝ、

道長書

揚億淡苑に、古大臣道長公、于時為右大臣正二位、公、家集乃栽、寛弘二年十二月十五日、入宋寂照上人の書来る、蓋当世の別報之也

定家悪筆

海人藻芥に、定家卿といふ名人の手跡、世の人乃重宝なり、弦月も明月記といふ名誉ハ記録、六合皆自筆なり、お撰ぶさりぬべき人ハ、偽物ともにいふ、小硯毫なりとも、自筆に書て、文書を画ぬ招ぶ迄、連べ出なり、用他筆ハ、太無礼なるよ、かべし、

小倉色紙

白石紳書九、長田拾遺家よ、玉の緒よたえ寄ハ、さてえ祢の歌、ながきし文参あり、そ世にある色紙より

ハ、や〳〵大きなり、竪六寸二分横五寸五分なり、俗に
いふ、紫のきしやうに、行出あり、一字つゝ
書きたる物、紙ハ粉地小銀の砂子地なり、銀の文
さびて、又まも見えぬ方どゝ、甲斐ない本紙の
書家は表装を鑒賞する眼あり、凡世ふいふ、小倉山
の色紙といふハ、定家卿の筆跡なれば、定為
乃書に似たり、されど昔よりこれ〳〵ひ傳へて、世
の寶ものせ、を、淺人の物笑容べきにあらざるべし
そもそも、家物がいひし也、

七百合の書

廣仁のうだまに、一條兼良のお宮ぶれ、桃花坊の文庫
やけて、野原となり、まあらの盗賊どもなりし、
ちぞりて、七百餘合の書籍を引ちらし、
大路を反古やすたりし、世はたとぶ林抄
の序に、のせ給へり、○七百餘合ハ合おゝよそ五十
卷とはるに、三萬五千餘卷のふるなり、

大師さくど

紳書に、住吉内義元いひしハ、獻山の親書籤ハもと
住濃の戸隠にありしを、車屋坊うつりそ
し、ホ、ゆり、赤獻山の縁起ハ、住有拂るに、

大師籤ハ、親書籤なり、

神やちはやぶるんの歌

長明ご、ロ季物語ホ、んたふまあさのあるよのあひまは
いのちたにても神やちはやぶる　如聖廟の古歌
やうく、

梅ハ花のうへ

玉うきたまに、世俗ハひつてんたる、梅ハ花ハ梅をかをる
世の中のうへ、源平盛衰記ハ、菅原大臣東風吹ハ
といふ歌をよゝ引ひてうばハ紅梅つくりへ花ハ
久しくバ同じ所ハ不なりとびうくまるる、梅古今の歌

ふかくらばるるゆをを踏そ、一表の中に梅よりるとと源
順の歌ホ　梅ハ少び梅ハうゑぬ菅原や神くそ和
む神のちはひ花、とまるるまゝ去年なり、法
うをはうへたるゆやあうんさんどおの所
ごといふ歌も、本末うけあつ花ハいとく拙ふ事、

あをぎ

古今六帖に、題ゆのあをぎこれ蓋に初く鋼のたび
あをぎハ人ちりぬべし、　ハのあをご浦ハ本歌
なり、あこきう蓋に初く綱ハ花ひうさ事れ古ハ
ちはそ花るといふ歌ハ古そ六帖の歌と誤しへ

鯉の歌

隣女語言ハ、佐川田右衛門、陽明家へ渡鯉を送る、狂歌

歌、

わらはゆ　させのへ　あと　川を

牛の角の　ごとくたくまるかな

陽明家ハ　うへ

奥の名乃　そをはあてはのひる

ちまゆ　二つ　うしの　法れを

かるゝ　ゝる

海人藻芥に、かるめるハ　字の事、大神景範家記

小裁ハ、上下とゝけ、うちまゝせ、人不知ゝ

而秘蓋ハ、甲乙ともの事、

額字寫相兼

中原康富記ハ、世号ハ三品被語云、法系摂政殿法

経書ハ間、額被遊之種、蓋法口傳ハ間有ハ答、

法悔、更有ハ寫ハ寫ハ市相兼ハ、法事東院ハ

紀ハ有之ハ、

社ハ闕字

公式令に、大社の号ハ、闕字の例ハ出さるたり、大社と

ハ、神名帳ハ、大ハある社ハ是なり、

落書

愚問賢注ホ、童謡落書の歌と云〻

蓋の字

蓋の字、多く茅葦にゝる也、二の巻に、いぬ人ゝ
らむ色いかゆゝぎはけだゝやなゝしゝうゝ
るゝ、三の巻に、山ゆりはけぎゝゝゝゝゝゝ
〻あゝんゝゝもの〻る也、

まさか

茅葦ホ、真板者若ホ編ゝ物乎、何時之実板毛者子
不所忘、麻古の四余加婆

いゝんや

平康朝入道ホ寛物集に、ゆさんや十六丈をやいを
んや金銅をや、○いゝんやハ云に及ばぬといふを
ゆゝゆゝんやと同じ也、

さんさく

三代実録廿七の巻ホ、経籍ゆゝゝく、又世ゝの巻ゝ、経
冊ゆゝゝ色、○後日本紀、天平二年、令採経籍以仁
義礼智信之字随其字而賜物、

薄様帖紙

園大暦に、徒大ゝゝより、公賢大ゝホゝゝく

の事は聞き及ぶる係くの中に、一帖紙は不及沒法ら出蒙仰ふ、只紙夕用は、白いやらん若鬱
かぶりたる物ゆやはべき、現在鼻垂く
りぐ、の羅出ふ、お有ふ様、大切は元、公々は法も爲
格の帖紙持たるゆもまそうは見及はし、是い若
夏のゆは中ふん、紙の帖紙古物をば持ていと陪り、
帖紙は今の世、ゆ必まるにゆふ紙のゆ、

懐紙　檀紙　高檀紙

圓大暦に、声衆は懐紙、言檀紙者、事ふ、法衆言檀
紙被遣了、中殿法令は、普通檀紙は元云ふ、

頼長銅印

別記、物始々日記仰文案博士義時勅長、勘印字横、是形字
古文也、私名、上字倭也云ふ、印以銅鑄之、方一寸九
分、高一寸八分壺以相鑄之、其形如小櫛、身口徑三寸
七分、指牙下言之、深一寸七分、口徑同身、脚三分、

名薄　おめうり物

古、物ふ、ふ少ふ、人の子に成る時に、名簿を
書るゆ、宇治拾遺物語ふ見る、名簿ふおこたり
ふふ、ふ人ふ、いぐ先なども見ふ、書り、おめうり物
みは、則怠状の事ふ成り、

おそくづの繪

古今著聞に、ゆゝしき上手どものかきて侍る、おそくづの繪なりと、侍従もはべりし○今の枕繪のことゝ

をこ繪

今昔物語に、今はむかし、ひえの山の無動寺に、義清阿闍梨といひし僧、繪をかきて、をこ繪の上手なりけり、筆はかなくかきたる樣なれども、たゞ一筆にかきたるに、ちのえならぬをかしきことかぎりなし、

焼繪

盛衰記に、山鳥の尾を以て矯たりけるを、羽本一寸計焦て、三浦小太郎義盛が焼繪したりける、

醫疾令

國学忘貝に、詐偽律醫違方詐療病而取財物者、以盗論、又法曹至要抄有醫疾令、

槐安産の藥

子母秘録に、槐枝東方にさしたる枝をとり、産婦の手に握らしむれバ、産し易し、○日華子に槐実五七粒を呑バ、産下ぬ、催生の良薬なり、○愚管抄に、神功皇后三韓より清帰給ありて、筑紫の糟谷

那數回しいろ〳〵変ありて、皇子誕生まします時、胞衣の木は枝まで掛ひ清平産神ましますと云、

心の三柱

百練抄ハ、治承二年十二月、最勝光院法華堂の内、彼堂の心柱、○心の柱、伊勢神宮ハ很りなるまにあり、

隈府孔子堂

菊池重朝菊池十一代の屋形也、十五代の代ハ隈府ハ、孔子の堂を造り、春秋の祭祀あり、肥後古蹟考六代の孫

文倉

台記ハ、天養二年四月二日丁丑、自正月所始造之文倉造了、今日置文書、依吉時用午刻、憲紫勘申、日時余着冠直衣取春秋緯、擐、先入置陽柳、妹柳ハ金、謂之陽、孫人式部丞茂成佐、著束帯、取易詩等、緯及河渠書、櫃、後入置陰柳、西柳ハ金、謂之陰柳、泰親申云作文倉始入河洛之書、是先達所佐也、余況用之、文倉制高一丈一尺、此ハ礎高一尺、東西二丈三間、南北一丈二尺一間、南ハ有戸、四方皆掩之、以板、其上塗石灰、其戸塗鏑柄、為不令剥落也、葺以瓦、去倉六尺、築芝垣、廣七尺、高一丈三尺、坤角有出道之道、乾角決地令通水、芝垣外堀溝、深三尺、廣二尺、其外

裁廻牛、其外有尋常築垣、西小家外郭東面列為会
郭、巽角面小有戸云々、其書有四部、金経、史書、雑説、
本紀也、

泉湧寺

後光厳院以来、天子山陵、在東山、泉湧寺、

おたまや　廣のたまや

榮花物語、彰遠野巻に、一條天皇の皇后、定子、のく
もさせ給へるを、おはしまするをといへる所、皇り
べ聖の車はなれ小、二町ばかりさりて、皇ゆやといふ
ものをたてゝ、ものつきまゐらせ給ふ、

しはさせん少、せさせ給ふ物なり、

長屋　乗物

長屋をば永、挿絵ハ小野木縄殿助、今の家物ハ豊臣太
閤会嚢の大きゝて、馬小のりがさ長ハ、作り出され
しなるべし、

借家　客殿

中清門宣胤公記小、近所ゝ借家云々、○小右記ニ、参
齋院、於客殿、云々、

家名　なかやの名

中原康富記ニ、應永廿七年十一月七日壬申、春日祭

也、予依為分配、早朝南都ヘ向、天蓋大路、龜屋着之、
史負職行秀等同宿也、

くぎぬき

狭衣物語ハ、門をぬきもなくて、たゞくぎぬきとのみ
をぞ、さしたる、

後架

園大暦ハ、延文三年九月日、小倉殿出車云々、昨日
酉刻自後架謂小便所、還御之後絶入云々、

なんぎ

まさきけ装束抄に、みぎハなんぎをかくるまおを

をかくるハ、

唐紙　障子

台記、別記ハ、寝殿簾中、御帳立、上遷幸、座障子可張
繪、今日繪為唐紙不可然、とある、唐紙ハ、唐土の
紙をなるしなり、そもはあらゝ、これハそれ
世ふる衾障子にする、絞ある一種の紙あり、おれ
ゆるべしおもを居紙といふ、つゆハ張ゆそのの
さま異なれバなり、おゝ字よみ法称するとおゆ
なる物をば、唐菓といふつゆはゆ、○古障子
ゆいくるハ、多くは衾障子の事なれ、今いふ障子を

あり陳子昂、叔孫通陳子といふよ
ハ、衾と称ずべきもうんせうに張たるもの、畧し
てその世ハ、ふるまひ、見苦しうて紙ぶすハ、
仲のから紙して、張るよりあるく、唐斧陳子の
ちぶきなり、

さしぎぬ

掖衾とかくひがごとなり、小右記ハ、挾衾、日本記ハ、
庇さぎぬ、四事記ハ、佑受岐、

寺制

大和尚隆ハ、隋の制ハなるべし、拓跋氏ハ天王ハ南部

拓拔ハ、唐制、宋師のあ山ハ、宋制、英藻ハ、明の制と云、

檀林　経衫　覆肩　横被　絡子　僧綱　院號　念珠　薦亡　引道

檀林の字、観佛経ハ、譬品ハあり　○今俗ハ宗にいふ、
十八檀林ハ、
神祖聖君の、台命により、唐國師の撰なり、
久呂ちゝ法式ハ、源義公紋命ゝ変なるよし、
法式列左
一近世書経文於布衫、以為死人服、名曰経衫、是大訛
也、然書于布衫以纏臭骸、遂至焚焼以為灰燼、非法

之罪莫斯為甚向後堅禁之、

一近世名曰樓被者、古之覆肩也、覆肩者、本是尼之服、而非法之服也、佛在世、阿難一人有因縁、聽覆肩、今僧徒着之、大違佛制、又五條小袈裟絡子之類乎、絡子者、唐朝南方之禪僧之所着、釋氏要覽引根本曰、一羯磨強為會通、維曰、實勝空身、而非佛制也、而禪僧妄作、則何為用之、袈裟、上色帶、名修多羅者、亦是後人、謬制古師之所訶也、又法服之領、名曰僧綱者、後人妄作也、又名花帽子而裹頭者、亦是國俗尼女之所蒙、僧徒用之者、其始起於禁裡、法修密徒所蒙也、是禦寒之服而已、今當宗僧徒、襲其謬、准法衣以蒙之、遂冒祖師像、甚至以綿帽代之、非法之甚、不足掛齒牙、

一以香火寺名為創建檀主号、乃本朝中古之風、而名可距公之称也、然近世僧徒不論士庶、謾授院号、是大訛也、向後堅禁之、且夫院号之下、安殿字、乃叢林禪徒所傳、謬而甚無義理、向後縱維有官爵者、有故称院号、不得加殿字、

一念珠本是課佛号経呪、而計其數之具也、近世僧徒拜佛者、揉為聲、甚無謂矣、夫揉以為聲、乃修外法者

所作也、

一近世薦亡者、修法事、出其牌位於佛殿、香火茶果、備極供養、而佛前供具、不及其百分之一、是大訛也、夫薦亡之法、以諸供物奉獻如來、勤修法事、則依其功德、亡者升脫、然不供如來、而惟供亡者、則豈理也哉、

一凡為僧者、自引道於葬處、乃限父母師長及僧徒、如其余、送葬不可赴其處、是佛制而律有明文、然近世以送葬為僧徒之職、習以為常、不覺是非、甚至檀越之死、為僧家之福、以上久昌寺法式

悲田院

天王寺、四院、凡大寺は此四ヶ院の号あり

敬田院　衆生敬依の場所、断悪修善の所、寺院坊舎の号也

施薬院　薬草を植え、方に按ひ、薬を製し、施せし舍なり

療病院　貧窮の病者を寄宿させ、養育せし所なり

悲田院　貧窮孤独の民を集めて住せしめ、衣食を給せしなり

古へ摂津河内両国の官稲の中、三万束を以て、其費用に給せしなり

須磨寺ハ福祥寺と号す

山門三院　延暦寺、一山三塔の異名なり、凡一百二十五坊、

東塔止観院　西塔寶幢院　横川楞嚴院

陀羅尼集経ハ、彩色に熏陸香汁を用ひ、皮膠を用ひ、
べうゝ、
摂真実経ハ、佛前麝香を用ひるを戒む、

山號

百丈ハ、京極法堂除下、依懌洛中不葺瓦不立鐘楼
ゝ、極何院の法堂ハ京都のる院山号な
く、極とせゝ、瓦葺の製も初ゝ、

法性寺

京師法性寺ハ、大政大臣藤忠道公創ありし、いと大
なる寺なり、伽藍ハ日、吹乗なんどありしゝ、

榮花物語ハ見色、主廃ものゝ、法華経に記
せり、今ハ生滅なる寺、佛像堂舎ハ、京福祿寺に
遷せり、その多し、

一分判

奥州會津年譜云百八代　後陽成院、文禄四年己亥、
此年金壹歩判始焉、莨菪始用焉、

目録　水入　このさ　よもやま

目録の事と、榮花物語ハ、つたれの巻ハ、物はこのゞかま
たるふゝ、柳筥にいまきく、糸わりとあり、○同玄
石蔭の巻ハ、陳まんの出すゞ、この巻、俗ハ以為

○図書寮御書目の巻ハ、まに其名をたゞしたるゝ、○図書寮山の巻ハ、ハよれ中に、もゞきとゝの物ハ、ゝうてよもやまの人、上下中ゝの志るゝ、○安齋随筆ハ百絲抄に、白河院兼暦元年今年上、自后宮大臣、下ハ至庶人、皆頰赤班瘡、親王以下逝去者多、按るに、紫花物語のそのさは、是なり、別なり、おのの車なり、

柳筥

柳筥も少ハ柳の細きを二ツに割て、紙ゝ貼て、ゝをつけ物なり、今なゝ手提と用ひ、僧家納経の柳筥は、ゝに長ゝ作る、柳筥ハ硯箱・経冊ハ更ゝ作る、冠も生ゝ鞠なんども重作る、実まる寸法なしゝ、ゝ生色る物ハ、新ゝ作るべきなり、但し或作ハ、竪一尺又寸、横一尺又分、長の高六寸、ゝの本数法華経なれハ、ゝ生ゝ用ひ、二條家ハ、ゝ生を用ひ、山車ハ重と用ひ、ゝ生ゝ用ひ、

廣蓋

廣蓋ハ、園大暦ハ、ゝ色、又白重の日記、婦小路中納言基綱卿の、延徳二年の法華会のゝ、ゝ記ハ一品乃禄尼の法華ハ、ゝ色きまげ、ゝ記ハ、ゝの初ゝ姫ゝに、おり物はきぬ一領、墨ゝ拭ゝ、たゝ

柳之細キ木ヲ二ツニ割テ紙ニテ
アミ足ヲ附シ圖
榮花物語ニイヘル柳筥ハ文箱ノ
類ニテ是ト同シカラス

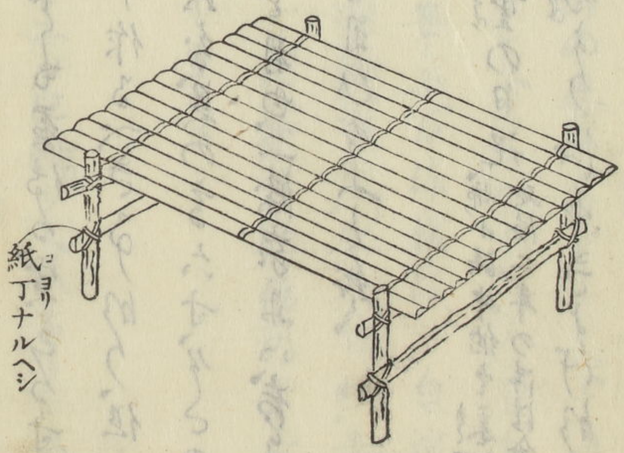

檜ニテ造ル今ノ柳筥

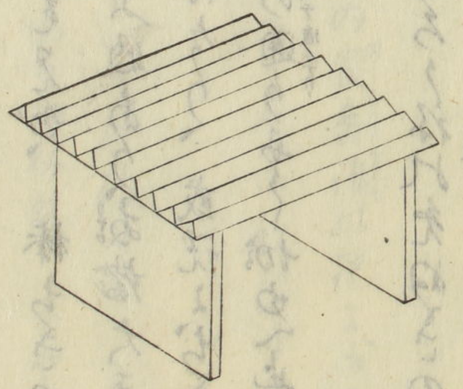

孫
青堂山本孝夢

金さゐ棒　太平記　棒ちぎりよ

ざゐぼう　義経記　棒ちぎりの棒なり、囚人をおつるの棒なり、

おゐる具ふ、ちぎりといふ物あり、女房大きく、中細

きゐ物なり、ちぎりまきる棒なり、或説ちぎりまき

杖のなり、杖い乳の通りゆく切也と云非へ

ナヽ処マテ通ルナリ

目貫

拾遺集の神楽歌ふ、ちろゝ振れ免ぬきの音ち城

さげちきゝ京京の歌を祢練いたおゐぞ

竹の弓

頼朝家集に、思ちぐやゆゆしたろふ姉す牛の一

節も君ふちゐるべし也は

かお

今川貞世が、廉施院義満の巌島詣ゆ記ふ古おの演乃

香居のかちゐるかごゐて古紅にうつゝせゆゐ、

鏡の裏乃鶴

拾遺集の賀歌ふ、かゞゐいさせ付るゝに鶴

ゐゝとゝいつ爭せ付ゐあり、伊勢　子少せゝも伊

ゐいのゝんゐゝにちむ子川のうへとそゐゐ

かりゐる

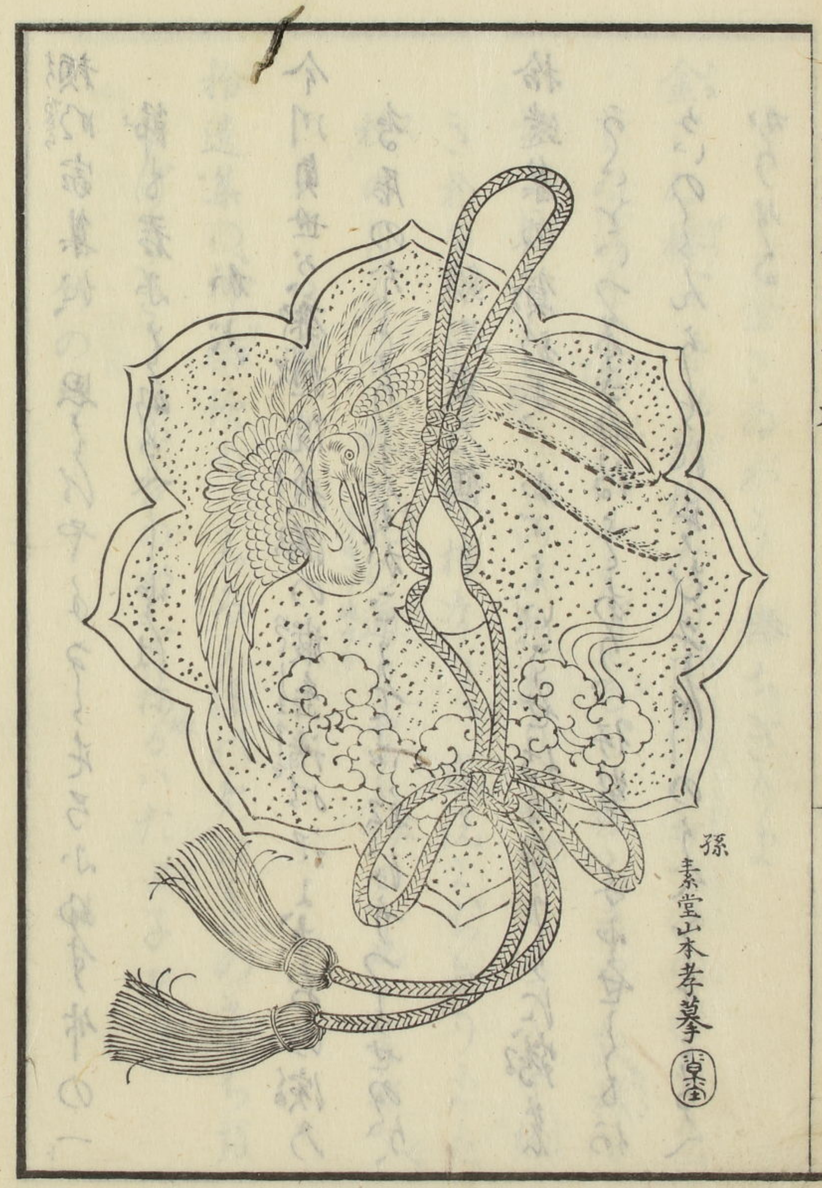

細長茶具

北山拔、法名、滌、裏書云、陽法親王、孫、紅染、細長一襲、
淨衣なり 櫻色、綾、細長一襲、并茶具二櫃、付五葉枝、
茶ぢいろ、ふくさ、 桓武天皇の淨世王、宮史
ふくさ色、

臺子

龜山院の淨宮、大亟國師、楊岐金山寺の臺子一佈を持
來り、建長寺の什物なり、雪窓玉師、臺子の茶
湯を始、義持義政の代茶式定り、御阿弥相阿弥
と掌る、

長持

栄花物語、若枝の巻に、ながもちかしらのふたに、いとおどろおどろしくふたつみつばかりつゝかさねて、二人ながらかきてまゐるもあり、云々

三具足

雲井のみのり、二條良基作、銀の三ツ具足し云々、

能

西宮記相撲條に、相撲了能優一番、

式三番叟

新坐猿楽へ、吉田より式三番の傳授は、鏡の間なり、

神拝して神酒をいたゞき、舞臺の弘めの時、神拝の足踏あり、これは神楽のうちとかいへり、是ハ新坐の猿楽が、陀羅尼なりといへるを傳授せしばかり、されども口傳し、古今まで吉田より傳授せしなるや

催馬楽

催馬楽のふし、世につたはらざりしを、台徳院様、持明院殿へ御尋ありしに、今は絶しかなど傳りしぬよしを申させ給ふと、詮議して古うたひものを出しに、えありきぎと云

狂言のうたひ物に僧るゑに似せたるよし好事ハ
そのうたをかゝ小辞酌してうたふ子
息は物の院中さうし

今様合

百練抄ニ、義安ロ年九月一日於太上法皇御所、法住寺殿
有今様合事、撰定堪能者廿人、十五箇間、毎夜一番
被決雌雄、師長資賢等、卿為判者、十三日仙洞今
様合之次、有御遊、上皇令歌今様給、希代之美儀
也、

山路笛

山路ゟ草刈笛ゟ、烏帽子折の芋紙とい
物ふあり、是ゟ遥曲小原りと見ゆ

孝経樓漫筆巻四終

孝經樓漫筆 二編嗣刻

山本喜六遺稿

嘉永三庚戌年三月

淺草茅町二丁目 須原屋伊八

北山山本先生著述書目 江戸淺草茅町二丁目 青藜閣須原屋伊八發兌

孝經樓詩話 全二冊
先生博大ノ学識ニ以唐宋詩学ノ真偽ヲ弁析シ頗ル詩話ニ及ヒ作詩立意ヲサトシ数支名物ヲ考證シテ精確ナリ詩学ノミアラスソノ益マタ多シ

詩藻行潦 全四冊
詩材ニ采用スヘキヨ尋常ナラサル雅語熟字詩文及ヒ稗史等ノ中ヨリモエラヒ俗語ニ訳シイロハ分ニメ出所ノ文ヲ節畧ノ注シ詩用ニ限ラス博覧ノ助トス

作詩志彀 全二冊
唐宋明ノ詩法ノ異ヲ論シ体裁作例ヲ細カニ解シ且近世名家謬誤杜撰ヲ辨シ初学ヲシテ邪路ヲシリ詩道ノ正ヲ得セシムルノ書ナリ

作文志彀 全一冊
書ヲ讀モノハ必文ヲ学フベキヿヲ教ヘ漢文ヲ和訳ノ覆文ノ法ヲ示シ和文ヲ漢訳ノ作文自在ノ勢ヲサトシ因ニ街談巷説ヲ雅文ニ戲作シテ作文ノ難カラサルヿヲ知シム

作文率 全三冊 文用例證 全一冊
文章ノ変化ヲ専トシ古文ノ訳文ヲ辨ノ新訳ヲソヘ文法句例及ヒ和習ヲモ論スヌ例證ニハ贈答年月書法及序目凡例ノ文法ナヲ欽画改正スルノ例ヲ精ク證ヲヒキ論スコノ二書文辞ヲ学ノ人必讀スヘキナリ

孝經樓漫筆 初編発行 全四冊 二編追刻
萬彙ヲ錯綜シ古今ヲ商確シタル随筆ニテ前哲未決ノ疑ヲヒラキ後進久襲ノ謬リヲタヾシタル者ニテ博識ヲ益シ談藝ヲタスクルヿ最モ多シ

文藻行潦 全三冊
文章尺牘ニ用フヘキ古今ノ雅語ヲ俗言ニ訳シイロハ分ニイタシ且語ノ出所ヲ正クシ専ラ作文急速ノ便利ニソナフ

書家必携 先生閲 全四冊
篆隷楷行草ヲ以テ佳句熟語ヲ撰出ス書ヘ

發行

書林

京都三條通外屋町　出雲寺文次郎
大坂心齋橋筋北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　心齋橋筋安堂寺町　秋田屋太右衛門
江戸芝神明前　岡田屋嘉七
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　横山町三丁目　和泉屋金右衛門
同　本石町十軒店　英屋大助
同　日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　日本橋通二丁目　須原屋新兵衛
同　日本橋通四丁目　須原屋佐助
同　神田通新石町　須原屋源助
同　淺草茅町二丁目　須原屋伊

新貢